

千葉市告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和5年1月11日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
介護サービス友乃家 千葉南事業所 千葉県千葉市緑区誉田町 2-27-10	株式会社友乃家 千葉県市原市五所135 2-3 三浦 秀隆	令和5年1月31日	1210102834	居宅介護 重度訪問介護